

広報しろさと

お知らせ版

I N F O R M A T I O N

城里町役場 〒311-4391 東茨城郡城里町石塚1428-25

☎029-288-3111(代) FAX029-288-3113

桂支所 ☎029-289-2211

七会町民センター ☎0296-88-3111

編集・発行/まちづくり戦略課 4月15日発行 No.229

4 月号
令和6年
2024



4/3 サクラ咲く ~春の訪れ~

城里町内

春の訪れを告げる桜の季節がやってきました。桜の花が咲き誇り風に舞う花びらは心を和ませてくれます。暖かな日差しとともに、季節の移り変わりを感じてみませんか。

危険なブロック塀などの撤去費用を補助します



自宅などにコンクリートブロック塀を所有している方は、次の「ブロック塀点検のチェックポイント」を参照し、ブロック塀の安全を定期的に確認しましょう。

また、町では倒壊による被害を未然に防ぐため、危険なブロック塀などの撤去費用の一部に対して、補助を行っています。

ブロック塀点検のチェックポイント

- ①塀の高さは地盤から2.2m以下か
- ②塀の厚さは10cm以上か
(塀の高さが2m超2.2m以下の場合は15cm以上)
- ③塀の高さが1.2m超の場合、塀の長さ3.4m以下ごとに、高さの5分の1以上突出した控え壁があるか
- ④コンクリート基礎があるか
- ⑤塀に傾きやひび割れがないか
- ⑥塀に鉄筋が入っているか、根入れの深さは適正か

補助対象となる危険ブロック塀

道路に面する高さ80cm以上のブロック塀などで、倒壊の危険性があり、通学路または城里町耐震改修促進計画に定める避難路を通行する者に危険をおよぼすおそれがあるもの

補助額 上限20万円

申込方法 事前に都市建設課へ相談が必要です。職員が現地で確認や調査を行い、補助の対象となるブロック塀などに該当するかどうかを判定します。また、施工業者は町内に本店、支店もしくは営業所を有する建設業者、解体工事業者に限ります。詳しくは都市建設課までお問い合わせください。

※補助金は予算の範囲内で先着順になります。

申込先・問合せ

都市建設課 ☎029-288-3111(内線278)

母子家庭等自立促進講習のご案内



茨城県母子寡婦福祉連合会では、就労を希望する母子家庭の母または父子家庭の父などを対象に、介護の基本的な知識やスキルを学べる「介護職員初任者研修」の講習を開催します。

日程 6月16日(日)～9月29日(日)の日曜日のみ
※8月11日、9月22日を除く、全14回

時間 午前9時～午後5時(昼休み1時間)

※内容により時間短縮されます。

会場 茨城県母子寡婦福祉連合会
ラク・ハイツ 会議室

対象者 就労を希望する母子家庭の母または父子家庭の父、寡婦の方で、全日程の講習に出席できる方。

定員 20名

受講料など テキスト代6,000円、ボランティア保険加入代392円

申込方法

茨城県母子寡婦福祉連合会のホームページから申込書入手し、必要事項を記入のうえ、郵送またはFAXでお申し込みください。

その他 事前登録により、2歳児から小学生までの児童を預かる託児サービスが利用できます。また、母子家庭などになって7年未満の方で、前年度の所得が一定以下の方には、交通費の一部が支給されます。詳しくはお問い合わせください。

申込期限 5月22日(水)

申込先・問合せ

社会福祉法人 茨城県母子寡婦福祉連合会
(〒310-0065 水戸市八幡町11-52)

☎029-221-8497 ☎029-221-8618

🌐<https://www.ibaboren.or.jp>

運動教室参加者募集

～いつまでも元気でしなやかな心と体に～

教室名(指導者)	日 程	時 間	参加条件	定 員
からだ・こころ・脳の コンディショニング体操 (所 圭吾 先生)	6月17日～翌年3月 (月曜日/月1回)	午前10時～11時30分	・町内在住で40歳以上の方 ・医師による運動制限がない方 ・介護保険サービスを受けていない方	各教室 先着 25名
筋力アップ教室 (磯崎 幹子 先生)	6月17日～翌年3月 (月曜日/月1回)	午後1時30分～3時	・町内在住で40～74歳の方 ・5km程度のウォーキングができる体力のある方 ・医師による運動制限がない方 ・介護保険サービスを受けていない方	
体メンテナンス教室 (古村 薫 先生)	6月11日～翌年3月 (火曜日/月1回)	午前10時～11時30分	・町内在住で40歳以上の方 ・医師による運動制限がない方 ・介護保険サービスを受けていない方	
リフレッシュ教室 (古村 薫 先生)	6月12日～翌年3月 (水曜日/月1回)			

場 所 常北保健福祉センター 2階 研修室

対象者 令和6年度の特定健診または高齢者健診を受診され、健康管理に役立てることができる方など

持参するもの バスタオル、汗拭きタオル、飲み物、室内用運動靴、ヨガマット(お持ちの方)

申込方法 5月15日(水)から、申込先窓口にて直接お申し込みください。なお、受付時間は、平日の午前9時～午後5時15分となります。※代理人による申し込みはできません。

申込先・問合せ 健康福祉課 健康増進グループ(常北保健福祉センター内) ☎029-240-6550

物価高騰対応重点支援給付金 (均等割のみ課税世帯)



物価高騰にともなう支援として、住民税均等割のみ課税世帯に対し、1世帯あたり10万円の給付金を支給します。支給には手続きが必要です。

支給対象者 基準日(令和5年12月1日)に町に住民登録があり、世帯全員が令和5年度住民税均等割のみ課税世帯の世帯主

※住民税が課税されている方の扶養親族等のみからなる世帯は除きます。また、令和5年度住民税非課税世帯(物価高騰対応重点支援給付金7万円)の対象の方は支給できません。

子ども加算給付金

令和5年度住民税非課税世帯および均等割のみ課税世帯のうち、子育て世帯の世帯主に対し、18歳以下の子ども1人あたり5万円を支給します。

申請方法 町から送付する確認書または申請書の内容を確認し、添付書類とともに同封の返信用封筒で提出してください。

申請期限 6月28日(金)

申請先・問合せ 健康福祉課 物価高騰給付金窓口
☎029-353-7265

定額減税のお知らせ



令和6年6月から実施される所得税と住民税の定額減税の説明会を開催します。

なお、国税庁ホームページには、定額減税制度にかかる各種情報を掲載している「定額減税特設サイト」が開設されていますので、併せてご活用ください。

日 時 5月14日(火)・15日(水)・21日(火)

午前10時～11時30分、午後2時～3時30分

場 所 水戸税務署 第1会議室

定 員 各回50名

内 容 DVD 上映を中心とした制度の概要および事務手続きについて

※説明会で使用するDVDと同じ内容の動画を定額減税特設サイト内で配信していますので、パソコンやスマートフォンからでもご視聴できます。

申込方法 国税庁 LINE 公式アカウントによる事前予約制となります。詳しくは、定額減税特設サイト(右の二次元コード)からご確認ください。



申込先・問合せ 水戸税務署 法人課税第2部門
☎029-231-4211(内線321・322)

ごみ処理券(燃えるごみ用)の導入について



令和6年4月1日から、日常生活で生じる可燃ごみを集積所に搬出する際に、町指定ごみ袋に入りきらない木竹類などは、ごみ処理券(燃えるごみ用)を直接はりつけることで、可燃ごみとしてごみ出しができるようになりました。なお、粗大ごみにはりつけてごみ出しすることはできません。

ごみ処理券(燃えるごみ用)について

ごみ処理券(燃えるごみ用)で搬出できるごみの大きさは、「1m×30cm×30cm」です。それ以上の大きさになる場合は、環境センターへ自己搬入してください。なお、ダンボールや袋などにごみを入れ、ごみ処理券を貼りつけてごみ出しすることはできません。良識のあるごみ出しへのご理解とご協力をお願いします。

搬出できないごみについて ①資源化できる紙(新聞紙、雑誌など)②布団類(敷き布団、掛け布団、毛布、マットレスなど)③金属の割合が多く、分離できない複数の素材からなるもの(ハンガーなど)

販売価格(処理手数料) 一袋10枚入り 250円(275円/税込)

購入できる場所 町指定ごみ袋と同じように、城里町商工会の会員店で購入できます。会員店によっては、ごみ処理券(燃えるごみ用)の取扱いがない場合があります。詳しくは、城里町商工会にお問い合わせください。

問合せ 町民課 ☎029-288-3111(内線111) 城里町商工会 ☎029-291-8894

入札結果(3月分)

価格は全て税抜き、最低制限価格は一般競争入札のみに設定するものです。詳しくは城里町ホームページ内「入札・契約情報」をご覧ください。

工事名等	場所	落札者	予定価格	落札価格
			最低制限価格	
令和5年度 河総委託第6号 新道川整備工事用地補償調査業務その2	石塚地先	城北測量設計(株)	2,290,000円 -	2,150,000円
本庁舎空調衛生設備機器 保守点検委託業務(長期継続契約)	役場本庁舎	暁飯島工業(株)	2,980,000円 -	2,750,000円
令和6年度 環境センター ばい煙・ダイオキシン類測定業務	環境センター	(株)環境測定サービス	2,390,000円 -	2,320,000円
令和5年度 国補公下第5号 町単5-1号 汚水管渠埋設工事	増井地内	(有)大竹建設工業	34,700,000円 31,120,000円	34,480,000円
令和5年度 道維委託第25号 町道0202号線 用地測量補償調査業務	石塚地内	城北測量設計(株)	5,060,000円 -	4,800,000円
特定環境保全公共下水道施設管理業務 (長期継続契約)	粟地内外	毛管浄化システム(株)	7,500,000円 -	7,400,000円
流域関連公共下水道マンホールポンプ 施設管理業務(長期継続契約)	石塚地内外	富士メンテナンス(株)	3,150,000円 -	3,100,000円
常北青山地区農集排処理施設及び 中継ポンプ維持管理業務(長期継続契約)	青山地内外	(株)フジクリーン茨城	3,300,000円 -	3,200,000円
北方高久地区農集排処理施設及び 中継ポンプ維持管理業務(長期継続契約)	北方地内外	(株)フジクリーン茨城	2,680,000円 -	2,612,000円
古内地区農集排処理施設及び 中継ポンプ維持管理業務(長期継続契約)	古内地内外	(株)フジクリーン茨城	3,000,000円 -	2,913,000円
孫根地区農集排処理施設及び 中継ポンプ維持管理業務(長期継続契約)	孫根地内外	日化メンテナンス(株)	2,700,000円 -	2,640,000円
GIGA スクール端末コンテンツ フィルタリングシステムライセンス更新	城里町立 小中学校	日興通信(株)	2,020,000円 -	1,988,000円
令和6年度 ホロルの湯 汚水処理施設維持管理業務	下古内地内	日化メンテナンス(株)	4,800,000円 -	4,740,000円
令和6年度 衛生センター水質測定業務	衛生センター	(株)環境研究センター	800,000円 -	740,000円

問合せ 財務課 ☎029-288-3111(内線235) <https://www.town.shirosato.lg.jp/page/dir000036.html>

守ろう！電波のルール



6月1日から10日は、「電波利用環境保護周知啓発強化期間」です。電波のルールはみんなで守りましょう。

問合せ 総務省関東総合通信局

(不法無線局による混信・妨害) ☎03-6238-1939

(テレビ・ラジオの受信障害) ☎03-6238-1945

国民年金だより⁽¹⁸⁶⁾

国民年金保険料の追納制度について

国民年金保険料の免除(全額免除・一部免除・法定免除※)や納付猶予制度、学生納付特例を受けた期間があると、保険料を全額納めたときに比べて老齢基礎年金の年金額が少なくなります。

そこで、将来受け取る老齢基礎年金を増額させるため、免除などを受けた10年以内であれば、保険料をさかのぼって納める(追納する)ことができます。ただし、免除などの承認を受けた期間の翌年度から起算して3年度目以降に追納する場合、当時の保険料額に一定の加算額が上乘せされます。

※障害年金を受けている期間や、生活保護の生活扶助を受けている期間などは、本人からの届出により、国民年金保険料が全額免除されます。

<追納に関する注意事項>

- ①一部免除を受けた期間に、残りの納付すべき保険料を納付していない場合、追納はできません。
- ②老齢基礎年金を受けている方は追納できません。
- ③追納は、免除などを受けた期間のうち、原則、古い期間の保険料から納めることとなります。
- ④追納を希望する場合、申し込みが必要です。

問合せ

国保年金課 ☎029-288-3111(内線140)

水戸南年金事務所 ☎029-227-3278

まごころ

社協善意銀行

▶匿名	地域福祉向上のため	42,800円
▶匿名		米60kg
▶匿名		米126kg

消費生活だより⁽¹⁴⁹⁾

給湯器の「点検商法」に注意してください!

<事例>

数日前、突然業者が訪問してきて「ガス給湯器の点検に回っていて、道路から給湯器を見たところ、すぐに交換しなければ危険な状態」と言われた。給湯器は最近交換したばかりなので不審に思ったが、不具合によりお風呂に入れなくなったら大変だと思い、約50万円で契約してしまった。高額で不審なので、この契約を解約したい。

(70歳代、女性)

<ひとこと助言>

- ①点検商法とは、「点検」と称して電話や訪問をして消費者の不安をあおり契約させる商法です。安易に点検させないようにしましょう。
- ②点検後に製品の購入を勧められても、その場ですぐに契約しないようにしましょう。不安な場合は、本当に交換が必要か契約先のガス事業者や製品メーカーなどに相談しましょう。
- ③購入する場合は、複数社から見積もりを取り比較検討することが大切です。
- ④給湯器は、長期間の使用により重大な事故が起こる可能性もあります。業界団体などでは、10年を目安に信頼できる事業者による点検や交換を推奨しています。
- ⑤点検商法は訪問販売にあたるので、契約してから8日以内であれば、クーリング・オフができます。クーリング・オフ期間が過ぎた場合でも、勧誘に問題があれば取り消しできる場合もあります。困ったときは、すぐに消費者ホットライン(☎188)などにご相談ください。

※消費生活センターの出前講座をご希望の団体等は、下記までご連絡ください。費用は無料です。

◇◆◇心配なことがありましたら、
ひとりで悩まず、ご相談ください◇◆◇

城里町消費生活センター

(城里町役場本庁舎 2階 まちづくり戦略課内)

☎029-288-3111(内線226)

相談日:月～金曜日 午前9時～午後4時